

富自販けんぽだより



「平成29年度決算のお知らせ」

平成29年度の収支決算は、前期高齢者納付金が2億円増加したことにより、健保組合が保有する積立金を2億円取り崩す財政赤字となり健保組合の財政は大変厳しい状況となっています。

平成29年度は、2億円の財政赤字に。
納付金が過去最大の7.2億円!みなさんがかかる病院の医療費を上回る勢い

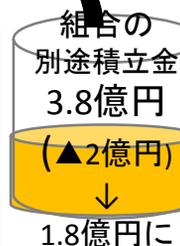
収入
14.7億円

被保険者と事業主から
納めていただいた保険料
12.1億円



国庫補助など
その他の収入
0.6億円

繰入金
(積立金から
取り崩し)
2億円



支出
14.7億円

保険給付費
(みなさんの医療費)
6.1億円



高齢者医療制度を支える国への納付金
7.2億円



前期高齢者納付金 4.3億円
後期高齢者支援金 2.7億円
退職者給付拠出金等 0.2億円

その他の支出
0.6億円

保健事業費
(人間ドック等)
0.8億円

被保険者1人あたりの保険給付費・納付金
29年度と10、20年前との比較



・超少子高齢化
・平均年齢の上昇
・医療費の上昇
が原因か!



インフルエンザの**予防接種**はお早めに!



インフルエンザは感染力が強く、いったん流行がはじまると短期間で拡がるため、毎年多くの方が感染しています。特に子どもや高齢者は重症化するリスクが高く、死亡する危険もあるので要注意。

予防接種は発症予防に役立ち、たとえ発症したとしても重症化を防ぎます。

インフルエンザは毎シーズン、流行するウィルスの型が変わるので、毎年流行前に予防しましょう。

インフルエンザの**撃退**には**毎年の予防接種**が**効果的**

●インフルエンザ予防接種補助について

平成30年度のインフルエンザの予防接種補助を実施いたします。

実施期間、対象者及び補助額は下記のとおりです。



対象者 : 当組合に現在加入の被保険者及び被扶養者

補助金額 : 1人1回1,500円(補助額に達しない場合は実費相当額を補助)

ただし、1回目の接種日において13歳未満の場合は2回まで

受付期間 : H30/10/1~H31/2/15

申請方法 : 事業所にて取りまとめいただき、申請者の名前を記入捺印のうえ医療機関で発行された「領収書」の原本又は写しを添付し事業主に提出。

(任継者は、個々に健康保険組合へ申請ください)

支払方法 : 事業主経由にてお支払いいたします。(任継者は個人ごと)

●平成30年度健康保険被扶養者資格の再確認について

健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっているかたが、現在もその状況にあるかを定期的に再確認することとしています。



「確認方法」

事業所の事務担当者より、対象となる方には、現在も被扶養者に該当するかを確認させていただきますので、被扶養者の皆様には被扶養者削除の手続きや各種提出書類等のご協力をお願いいたします。